

愛知県障害者自立支援協議会 人材育成部会 令和7年度活動中間報告

1. 障害福祉関係研修及び障害児（者）医療研修事業の令和6年度実績及び令和7年度予定について
○概要 愛知県（医療療育総合センター、精神保健福祉センター、障害福祉課）及び指定研修事業者から、令和6年度の研修実績及び令和7年度の研修予定について報告を行った。 ・令和6年度実績 医療療育総合センター：感覚統合療法講演会はじめ17研修・事業 精神保健福祉センター：精神保健対応者研修はじめ6研修・事業 障害福祉課：相談支援従事者現任研修はじめ14研修・事業 愛知県社会福祉協議会福祉人材センター：相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者等研修（基礎・実践・更新）はじめ11研修・事業 株式会社中川（東北福祉カレッジ）：サービス管理責任者等研修（基礎・実践・更新） ・令和7年度予定 医療療育総合センター：重症心身障害児者関係施設等支援者研修「食べるコース」はじめ16研修・事業 精神保健福祉センター：市町村等新任相談担当者研修はじめ6研修・事業 障害福祉課：相談支援従事者現任研修はじめ14研修・事業 愛知県社会福祉協議会福祉人材センター：サービス管理責任者等研修（基礎・実践・更新）はじめ10研修・事業 株式会社中川（東北福祉カレッジ）：サービス管理責任者等研修（基礎・実践・更新） 日本福祉大学（社会福祉総合研修センター）：相談支援従事者初任者研修 ○委員からの意見 ・研修内容を地域や現場に根付かせることが重要。受講して終わりとならないよう、実施内容や受講対象者を工夫すると良いのではないかな。 ・ギャンブル依存症に関しては最近特に関心が高くなっているので、一般の支援者向けにもギャンブル依存症回復プログラムの研修を企画してほしい。 ・精神科病院の長期入院者の半数が高齢者であることを鑑みて、精神障害者地域移行・地域定着支援推進研修の受講対象者に、地域包括支援センターの職員も含めて良いのではないかな。 ・相談支援従事者現任研修の演習講師については、研修受講者数に応じて各市町村から推薦される体制になっているが、受講者数が少ない市町村からも推薦されるような調整が必要ではないかな。
2. 今後の部会の取組について
○概要 令和7年度の人材育成部会における取組について協議の上、以下を実施することとなった。 ・市町村における障害福祉従事者向け研修実施状況に係る調査 ・サービス管理責任者等研修の質確保・向上に向けての取組（研修内容のセルフチェック、オンライン形式で演習（グループワーク）を実施する際の工夫等） ○委員からの意見 ・研修で使用する障害者福祉施策及び児童福祉施策の説明資料は、最新の内容を反映しておくべきである。 ・演習は、事業所間や地域間の繋がりが作れるよう、集合形式で実施されることが望ましいと思っているが、オンライン形式も実施方法として浸透しているところではある。オンラインでも地域の繋がりが作れるよう工夫してほしい（愛知県からの受講者が繋がりを持てる、愛知県の講師が関わるなど）。 ・各指定研修事業者に意識を持ってもらう意味でも、チェックリストを作成してセルフチェックを実施してもらうと良いのではないかな。

1. 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

○ 地域生活支援拠点等とは
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことである。主な機能は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成等」の4つを柱としている。

- 【第7期障害福祉計画】
- 2026年度末までに各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備も可能）、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制等の構築を進める。
 - 各市町村において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

現状				主な委員意見（令和7年6月10日開催）										
① 整備状況（令和7年4月1日現在）		② コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制等の構築状況（令和7年4月1日現在）		・ 地域生活支援拠点の機能を充実させていくためには、専任の拠点コーディネーターを配置していくことが重要だが、中々難しい。 ・ 拠点コーディネーターの配置が未定の市町村の理由も含め、再度調査してはどうか。 ・ 緊急時を一大事にしないためには、地域生活を体験してもらうことが重要。体験の機会・場の提供は、地域生活への移行を進めるだけではなく、緊急時の際の事前準備にもつながる。										
<table><tr><td>整備済</td><td>54市町村</td></tr></table> ※一部機能の未整備を含む		整備済	54市町村		<table><tr><th>項目</th><th>市町村数</th></tr><tr><td>コーディネーター（※）配置市町村</td><td>23市町村</td></tr><tr><td>地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置市町村</td><td>18市町村</td></tr><tr><td>支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築ができていると回答した市町村</td><td>21市町村</td></tr></table> ※拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担う者		項目	市町村数	コーディネーター（※）配置市町村	23市町村	地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置市町村	18市町村	支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築ができていると回答した市町村	21市町村
整備済	54市町村													
項目	市町村数													
コーディネーター（※）配置市町村	23市町村													
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置市町村	18市町村													
支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築ができていると回答した市町村	21市町村													
③ 令和6年度事業に対する運用状況の検証及び検討状況														
<table><tr><td>令和6年度中に実施済</td><td>34市町村</td></tr><tr><td>令和7年度中に実施（予定）</td><td>20市町村</td></tr></table>		令和6年度中に実施済	34市町村	令和7年度中に実施（予定）	20市町村									
令和6年度中に実施済	34市町村													
令和7年度中に実施（予定）	20市町村													
④ 体験の機会・場の提供状況														
<table><tr><td rowspan="4">体験箇所数 （確保先数）</td><td>0箇所</td><td>8市町村</td><td rowspan="4">グループホーム、福祉ホーム、短期入所、就労継続支援事業所、一戸建て住宅 等</td></tr><tr><td>1箇所</td><td>13市町村</td></tr><tr><td>2箇所</td><td>7市町村</td></tr><tr><td>3箇所以上</td><td>26市町村</td></tr></table>		体験箇所数 （確保先数）	0箇所	8市町村	グループホーム、福祉ホーム、短期入所、就労継続支援事業所、一戸建て住宅 等	1箇所	13市町村	2箇所	7市町村	3箇所以上	26市町村	回答		
			体験箇所数 （確保先数）	0箇所		8市町村	グループホーム、福祉ホーム、短期入所、就労継続支援事業所、一戸建て住宅 等							
				1箇所		13市町村								
				2箇所		7市町村								
		3箇所以上		26市町村										
市町村数		主な確保先												

2. グループホーム整備・運営支援制度について

○ グループホーム整備・運営支援制度とは
グループホームの整備を検討している方や運営について不安を抱えている方を主な支援対象とし、立ち上げから運営までトータルに支援することを目的として、平成26年度から実施しており、現在、7名の支援コーディネーターを配置している。令和7年度は、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査等の事業を実施予定である。

- <主な委員意見（令和7年6月10日開催）>
- ・ 今年度から、グループホームにおいて地域連携推進会議（※）を実施することとなっている。グループホームの透明性や地域とのつながりなど、より意味のある取組にしていく必要がある。
 - （※） 地域連携推進会議とは、「利用者と地域の関係づくり」、「サービス等の透明性・質の確保」などを目的に、グループホーム等の事業者が開催し、地域の関係者を含めた外部の方が参画する会議体です。
 - ・ 日中サービス支援型のグループホームが増えているので、支援コーディネーターのメンバーとして日中サービス支援型の事業所の方に加わっていただくなど、整備・運営支援制度に参画してもらうことはできないか。

令和7年度第1回医療的ケア児支援部会の活動状況について

開催日：令和7年7月3日(木)（愛知県自治センター12階 会議室E）

議 題：医療的ケア児等コーディネーターの活用の促進について

○市町村における支援体制の構築を推進するための対応案

具体的な対応案
・医療的ケア児支援市町村会議での周知を実施 （令和7年度実績：4月25日（金）に実施 県からのコーディネーターの役割説明及び市町村からの医療的ケア児等コーディネーターの取組の好事例の説明を実施） ・さらに、右の資料1のとおり、コーディネーターの役割や市町村に求められる役割をより詳しく記載した資料を作成し、市町村に周知

○コーディネーターの活動が円滑に進むようにするための対応案

具体的な対応案
・右の資料2のとおり、コーディネーターの役割等を記載したチラシを作成 →市町村における周知に活用いただく ・医療的ケア児支援市町村会議において、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等アドバイザーの役割を改めて周知 なお、市町村会議に支援センター職員やアドバイザーにも参加いただき、顔の見える関係の構築に努める ・圏域ごとに実施する医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修について、グループワークも含めたケース検討の研修を行い、スキル向上と横のつながりづくりに努める

コーディネーターの役割（イメージ）

都道府県の配置するコーディネーター（医療的ケア児支援センター）	市町村の配置するコーディネーター
【目的】 - 総合的な相談支援を行うとともに、市町村や地域のコーディネーターと連携し、地域の医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」のニーズを把握しながら、地域が主体となった支援のサポートを行う。 【位置付け】 - 医療的ケア児やその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供、助言その他の支援を行う - 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報提供及び研修を行う - 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、関係機関等との連絡調整を行う - その他附帯する業務を行う 【期待する役割】 ① 総合的な相談支援 - 医療的ケア児とその家族からの相談対応 - 都道府県内の関係機関からの相談対応 ※ 市町村内では対応困難な専門性が必要とされる相談や、どこに相談すればよいのかわからない医療的ケア児等からの相談等に対応 ② 個別支援における市町村レベルのコーディネーター、関係機関等の後方支援 ③ 情報提供、共有 - 都道府県内の医療的ケア児とその家族の実態、ニーズ - 各市町村、圏域における地域課題や社会資源の状況 - 各市町村、圏域における好事例の横展開 ④ 研修（人材育成） ⑤ 市町村との連絡調整	【目的】 - 家族支援を含めた個々の医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」に寄り添い、地域に根差した支援を行う。 【位置付け】 - 医療的ケア児及びその家族の個別支援に係る総合調整を行う - 市町村、都道府県、医療的ケア児支援センターと連携し、地域課題の解決に向けた取組を行う - 協議の場等を活用し、地域課題の整理や地域資源の開発等を行う 【期待する役割】 ① 総合的な相談支援 - 医療的ケア児とその家族からの相談対応 - 市町村又は圏域内の関係機関からの相談対応 ② ライフステージに応じた個別支援チームの構築、連携（支援の例） - 医療機関からの在宅移行支援 - 障害福祉サービスの導入支援 - 保育園、小中学校等への入園支援、入園以降の支援 - 学齢期から成人期の移行支援 等 ③ 市町村や関係機関との関係づくり ④ 県や医療的ケア児支援センター等との連携 ↑ コーディネーターの活躍を促進するために市町村に求められる役割 - 医療機関からの退院時等、医療的ケア児を把握した段階で、管内のコーディネーターに繋げること - コーディネーターの活動状況を把握し、支援すること（連絡会議の開催等） - 協議の場を開催し、地域課題の整理や地域資源の開発等を行うこと ※ コーディネーターの活動に対して予算措置を行う場合、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（医療的ケア児等総合支援事業）の活用が可能であり、その活用も検討いただきたいこと

医療的ケア児等コーディネーターをご活用ください！

資料2

○医療的ケア児とは？

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のことです。

○医療的ケア児等コーディネーターとは？

医療的ケア児とその家族に伴走し、各分野にかかる相談を一手に引き受け、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整します。

○医療的ケア児等コーディネーターの活用について

医療的ケアが必要な方で、生活や地域の支援で困ったことがある場合は、ぜひご相談ください。

（具体例）

- ・「退院後の生活が不安…」
- ・「保育園や学校とのやりとりが大変…」
- ・「どこに相談すればいいのかわからない…」

そんなとき、コーディネーターと一緒に考え、動きます。

○お問い合わせ・ご相談窓口

機関名	住所	電話番号

※愛知県（名古屋市を除く）全体の医療的ケア児等コーディネーターの配置状況については、下記のURL及びQRコードから御確認いただけます。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/iryoutekikeajisyasiennjigyoku.html>



愛知県障害者基礎調査について

1 趣旨・目的

- 障害者基本法第 11 条第 2 項に基づき、都道府県は、国が策定する障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（「都道府県障害者計画」）を策定しなければならないとされている。
- 本県では、過去 3 回の障害者計画策定の際に、本県の障害者の状況を把握するため、「愛知県障害者基礎調査」を実施している。
- 現行の「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」（本県障害者計画に位置づけ）が、2026（令和 8）年度末で計画期間満了となるため、2026 年度中に次期障害者計画の策定作業を行う必要があるが、調査結果を当該計画に反映するためには、2025（令和 7）年度中には調査を実施し、調査結果をとりまとめる必要がある。

＜参考＞愛知県障害者計画について

① 策定の趣旨

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するため（分野を横断する総合的な計画）。

② 策定経過

策定年度	計画名	計画期間	基礎調査の実施
2000 年度 (H12)	「21 世紀あいち福祉ビジョン」策定 (第 1 次愛知県障害者計画)	2001 ～ 2010 年度	実施なし
2010 年度 (H22)	「あいち健康福祉ビジョン」策定 (第 2 次愛知県障害者計画)	2011 ～ 2015 年度	実施あり (2010 年度)
2015 年度 (H27)	「あいち健康福祉ビジョン 2020」策定 (第 3 次愛知県障害者計画)	2016 ～ 2020 年度	実施あり (2015 年度)
2020 年度 (R2)	「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」策定 (第 4 次愛知県障害者計画)	2021 ～ 2026 年度	実施あり (2019 年度)
2026 年度 (R8)	「あいち障害者福祉プラン 2027-2032」策定 (第 5 次愛知県障害者計画)	2027 ～ 2032 年度	実施予定(2025 年度)※今回調査

2 実施の方針について

- 2026（令和 8）年度の「第 5 次愛知県障害者計画」策定に向け、2025（令和 7）年度中に、愛知県障害者基礎調査を実施し、当該年度中に調査結果をとりまとめる。
- 調査の実施フレーム（調査方法・対象）については、基本的には、前回の調査（2019 年度実施）と同様の形とする。ただし、県障害者施策審議会及び県障害者自立支援協議会での御意見を踏まえ、予算の範囲内（4,144 千円）を基本として適宜変更する。
- 調査項目については、前回の調査時の項目をベースに、県障害者施策審議会及び県障害者自立支援協議会での御意見を踏まえ、追加・削除を行う。

3 事業の内容（案）・・・前回調査（2019 年度）と同様

(1) 実施方法

一般競争入札により事業者に委託の上、実施する。

(2) 委託内容

- ・調査票の作成（通常版 3,700 部、点字版 50 部、音声版 50 部、拡大文字版 50 部）
- ・調査票の郵送（宛名ラベルは県が作成）・回収・集計
- ・調査期間中の問合せ対応
- ・報告書の作成

(3) 調査方法・対象

県内の障害者 3,550 人に対して、調査票を郵送し、調査する。

- ◆調査数：3,550 人（対象の内訳は以下のとおり）
 - ①身体障害者：1,650 人（政令市を除く手帳所持者から抽出）
（内訳：肢体不自由 750、内部障害 600、視覚障害 100、聴覚障害 150、音声言語障害 50）
 - ②知的障害者：450 人（政令市を除く手帳所持者から抽出）
 - ③精神障害者：650 人（政令市を除く手帳所持者から抽出）
 - ④発達障害者：350 人（原則、政令市を除く発達障害関係団体会員から抽出）
 - ⑤難病患者：350 人（政令市を除く難病法の特定医療費助成制度受給者から抽出）
 - ⑥高次脳機能障害者：100 人（政令市を除く高次脳支援拠点機関利用者等から抽出）

＜参考＞

前回調査時の回収率：47.5%（1,473 通/3,100 通）

(4) 調査項目

住まい・暮らし、生活支援、教育、医療、情報・コミュニケーション、人権、就労、収入、文化芸術・スポーツ、防災・防犯等、幅広い分野について調査を行う。
※2025 年 6 月 10 日付け質問項目の意見照会時の調査項目については別紙参照。

(5) 調査時期

調査：2025（令和 7）年 10 月頃 報告書のとりまとめ：2026（令和 8）年 2 月頃

4 今後のスケジュール（予定）

年月	内容
2025（令和 7）年 3 月	・令和 6 年度第 2 回愛知県障害者自立支援協議会 （【意見聴取】実施方針や内容、調査項目について） ・令和 6 年度第 2 回愛知県障害者施策審議会 （【意見聴取】同上）
2025 年 6 月	愛知県障害者自立支援協議会委員、愛知県障害者施策審議会委員への意見照会
2025 年 7 月	・令和 7 年度第 1 回愛知県障害者自立支援協議会 （【意見聴取】調査項目・内容について） ・令和 7 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会 （【意見聴取】同上）
2025 年 9 月	一般競争入札（委託事業者の募集）
2025 年 10～11 月	調査の実施
2026（令和 8）年 2 月	調査のとりまとめ
2026 年 2～3 月	・令和 7 年度第 2 回愛知県障害者自立支援協議会 （【報告】調査結果について） ・令和 7 年度第 3 回愛知県障害者施策審議会 （【報告】同上）

障害者基礎調査の質問票案に対する意見等について

別紙1

頁	質問票における記載	修正案・意見及び考え方	県回答案
0	目次	【修正案・意見】 目次には、番号または記号などがついていて方がわかりやすいように思いますが、どうでしょうか。	各項目の頭に【数字】を付す修正を行います。 例：【1】基本情報（問1～9）
1	問2 あなたの性別について教えてください。（1つだけ選択） 1. 男 2. 女 3. その他・分からない	【修正案・意見】 1男、2女、3その他、4答えたくない 【考え方】 ・意思をもって答えたくないのと無回答は別 ・「1男、2女、3その他、4答えたくない」とするのが一般的との判断が、愛知県人権施策推進審議会において確認されているため。	性別の選択肢については、委員御提案の選択肢により調査を実施している事例もございますが、一方で、「答えたくない」という選択肢があることで、「答える気無くす方がいらっしゃる」という意見も伺っていることから、今年度の調査は原案の形で実施したいと考えています。
1	問4 あなたの障害（または難病）は次のうちどれですか。 複数にあてはまる場合は、ご自分で主になると考えているものをお選びください。（1つだけ選択）	【修正案・意見】 あなたの障害に1つ選択になっていますが、重症心身障害の場合は、身体も知的も主障害なので、選択を2つまでにさせていただくか、項目に重症心身障害を追加で入れていただきたいです。	「3. 重症心身障害（→問10へ）」の選択肢を追加します。
4	問10 あなたは、身体障害者手帳をお持ちですか。また、お持ちの場合、障害等級は何級ですか。（1つだけ選択）	【修正案・意見】 この調査の対象者には、「障害者手帳を所持されている人」とあるので、問10の「障害者手帳はお持ちですか」の質問は必要なのでしょうか。	問10は、難病、発達障害、高次脳機能障害の方は、手帳をお持ちでない方がいらっしゃる可能性があるため、「障害者手帳はお持ちですか」の記載は必要と考えております。
8	問23 問21で「9. 障害者支援施設」「10. 高齢者の保健・福祉施設（介護老人保健施設等）」「11. 精神科病院（入院中）」を選択した方にお聞きます。 将来どのような生活をしたいですか。（1つだけ選択）	【修正案・意見】 どこで暮らしたいかの問いに整理し、「自宅で暮らしたい」を追記 【考え方】 この設問には「誰と」暮らすかと「どこで」暮らすかの問が混在してしまっています。例えば家族と一緒にではなく一人でG Hで暮らしたいなどのニーズは回答しにくいかと思います。	質問を、「将来どこで暮らしたい（過ごしたい）ですか。」に修正し、回答の選択肢の「1. 一人で暮らしたい」及び「2. 家族と暮らしたい」を削除し、「1. 自宅で暮らしたい」を追加します。

頁	質問票における記載	修正案・意見及び考え方	県回答案
7 8	問2 1～問2 4	【修正案・意見】 ・「生活・暮らす」⇒「過ごす」 など ・「病院を出て地域で・・・」⇒「病院を退院後、まちなかで・・・」など 【考え方】 精神科病院で勤務しているため思うのかもしれませんが、「病院で生活・暮らす」という言葉に違和感があります。結果として長期となり、生活（暮らす）のイメージになっていますが、本来は病院なので治療・療養していますし、多くの入院患者さん自身も生活（暮らす）と思っていないです。 また、「病院を出て地域で・・・」という表現も同様に、入院患者さんは退院することが地域に出る（戻る）とは思っていないです。入院することが地域から出る（外れる）とも思っていないです。 「地域」という言葉の捉え方の問題になりますが、可能ならご検討をと思います。	問2 1の質問を、「あなたは、現在どこで生活して（過ごして） いますか。」に修正します。 問2 2の質問を、「現在の施設・病院で、継続して何年間生活して（過ごして） いますか。」に修正します。 問2 3の選択肢を下記のとおり修正します。 「4. 今生活している施設で暮らしたい・病院で過ごしたい」 「5. 今とは別の施設で暮らしたい・病院で過ごしたい」 問2 4の質問を、「施設退所後に地域で暮らす場合や、病院退院後の生活を想定した場合に、どのようなことが問題となりますか。」と修正します。
1 2	問3 2 問3 1で「2.利用を希望したが、利用できなかったからを選択した方にお聞きします。 その理由は何ですか。（1つだけ選択）」	【修正案・意見】 サービス事業所がない、利用を断られたことの原因が、サービス提供する人がいないことなのか、その他に理由（希望するサービスが提供されていないなど）があるのか 【考え方】 ヘルパーなどの職員不足によってサービスが受けられないことの割合が多くなっているかそうでないかを把握してほしい。	「6. サービス事業所に利用を断られたから」を、 「6. サービス事業所に利用を断られたから（ヘルパー等の職員不足による）」の選択肢と「7. サービス事業所に利用を断られたから（上記6以外の理由）」の選択肢に分割します。
1 5	問3 6 あなたは、困ったことがあったとき、どなたに相談しましたか。（いくつでも選択）」	【修正案・意見】 1 9. 「医療ソーシャルワーカー（MSW）」⇒「医療機関のソーシャルワーカー」もしくは「医療機関の相談員」 【考え方】 「医療ソーシャルワーカー（MSW）」だけでなく、「精神保健福祉士（PSW：最近はMHWS）」もいます。また「ソーシャルワーカー」という名称が伝わりにくい時は、「相談員」とよく表現して伝えています。	委員御提案のとおり、「医療機関の相談員」に修正します。

頁	質問票における記載	修正案・意見及び考え方	県回答案
22	追加	【修正案・意見】 人工呼吸器装着または構音障害の方にお聞きします。 あなたのコミュニケーション手段を教えてください。 (口パク、透明文字盤、視線入力、その他意思伝達装置など 具体的にお答えいただく。) 【考え方】 人工呼吸器装着者や構音障害の方は様々なコミュニケーション手段を使っておられます。コミュニケーション条例の中にも項目があるので、把握しておいてほしい。	問60として、下記の質問を追加します。 人工呼吸器装着または構音障害の方にお聞きします。 あなたのコミュニケーション手段を教えてください。(いくつでも選択) 1. 口の動き 2. 文字盤 3. 視線 4. 意思伝達装置 5. その他 ()
25	問66 あなたは、次のような収入や手当等がありますか。(いくつでも選択)	【修正案・意見】 ・B型事業所の「工賃」はどこになるのか？ 1. 仕事による収入 7. その他 () のどちらかで迷います。	回答の選択肢を、「1. 仕事による収入(就労継続支援施設等での作業工賃を含む)」と修正します。
32	問91 あなたは、どのようなときに、合理的配慮の提供を受けたと感じますか。	【修正案・意見】 合理的配慮の事例をもう一度検討してください。	事例として、 「自筆が難しい方に対し、プライバシーに配慮しつつ、十分に本人の意向を確認した上で、代筆を行う。」 「障害の特性に応じ、必要なデジタル機器の使用を許可する等のルール・慣行の柔軟な変更を行う。」 の2事例を追加します。
35	追加	【修正案・意見】 災害時個別避難計画が作成済または作成予定または作成計画なしかどうか。 作成するときに困難なことは何か。 作成を主導する人がいない、計画に協力する支援者(近隣の方や家族・親族)がいないなど 【考え方】 個別避難計画の作成が自治体の努力義務になっているので、その進捗状況を把握するべきだと思います。	災害時個別避難計画は、避難行動要支援者について作成されるもので、市町村の努力義務とされています。 御提案いただきました調査内容については、市町村において把握している情報であると思われますので、本調査の対象には加えない整理とさせていただきたいと考えます。

頁	質問票における記載	修正案・意見及び考え方	県回答案
35	追加	【修正案・意見】 避難行動要支援者名簿に登録しているかどうか。 登録していない場合、その理由は何か。 避難に支援が必要ない、役所や町内会からの連絡がない、近隣住民などに知られたくないなど 【考え方】 避難行動要支援者名簿への登録状況を把握して、その結果によっては働きかけが必要かどうか判断するべきだと思います。	避難行動要支援者名簿の作成は、市町村の義務とされており、要支援者の対象は市町村で定めております。 御提案いただきました調査内容については、市町村において把握している情報であると思われますので、本調査の対象には加えない整理とさせていただきます。

市町村自立支援協議会の実施状況調査について

1 調査趣旨・目的

障害者総合支援法では、地域の障害者支援体制の整備と関係機関の連携強化を目的に自立支援協議会を設置し地域における課題解決等の取組を行っている。変わりゆく社会に適応するために、制度改正を行いながら障害のある方々の生活を支える連携を行っている一方で、制度変更に伴う新たな課題への対応や、法施行から一定期間が経過しており協議会の取組み方も変化していくことが求められている。

今般、市町村自立支援協議会の議論が活性化し、障害のある方々の住みやすい地域づくりが進められる体制づくりが進められるように、運営の当事者である事務局等や地域のプレーヤーである相談支援専門員を対象としたアンケート調査を実施する。

目的・効果

- 県内市町村自立支援協議会の取組みを把握することや、協議会に参加していない相談員の声を収集し、自分達の協議会の取組みを振り返る。
⇒他自立支援協議会と比較することで、自分たちの取組みを客観的評価ができるようにする。
- 先進的な取組みを学び、地域資源の発掘や課題への対応方法を学ぶ
⇒先進事例から自分達の地域で何ができるかを考え、協議するための土壌を形成する

2 調査概要

アンケートでは調査対象を（１）市町村自立支援協議会関係者（２）地域の相談支援専門員として、市町村自立支援協議会での取組みの実態把握を行う。

（１）市町村自立支援協議会関係者

○調査対象

協議会の事務局、協議会に参画している相談支援事業所（行政、基幹相談支援センター等）

○調査項目

基礎情報（メンバーや開催頻度等）、取組みの成功例及び課題感、協議会に関する自己評価…等

（２）地域の相談支援専門員

○調査対象

相談支援従事者現任研修参加者

○調査項目

地域の自立支援協議会への関わり方、地域の自立支援協議会の取組みの認知度・評価…等

3 調査後の取組み

○各自立支援協議会へのアンケート結果の展開

年度内にアンケート結果を取りまとめ、市町村自立支援協議会事務局等にアンケート結果の周知を実施。

○市町村自立支援協議会の活性化に向けた情報発信（予定）

自立支援協議会の事務局を担っている、行政や基幹相談支援センターを対象として情報発信を実施（例：連絡会議、研修会など）

○自立支援協議会への報告

令和７年度第二回自立支援協議会でアンケートの調査結果の報告を行う。